

刊行物等の認定規程

第1条 この規程は体操に関する書籍、映像、音響など(以下、「刊行物」という)の公益財団法人日本体操協会(以下、「本会」という)による認定について定める。

第2条 認定の申請があった場合、専務理事は理事会にはかり、その刊行物の認定を担当する委員会、または担当者(以下、「認定者」という)を指定するものとする。

第3条 認定の種類は次の3種類とする。

- (1) 監修 責任を持って内容の全てを保証し、広く推奨する価値があると認められるもの
- (2) 推薦 本会の目的に照らして広く紹介することが適当と認められるもの
- (3) 公認 本会の目的に合致し、紹介してもよいと認められるもの

第4条 第3条(1)(2)について、認定者はその刊行物の内容が本会の体操の専門の立場から見て正確、真実、妥当であることの判断を第1とするほか、出版、放映の倫理綱領や著作権法などに触れないものであることを確認し、保証するものとする。

第5条 第3条(3)について、認定者は本会の目的に合致していると判断したもののみを申請するものとする。

第6条 認定者は指名を受けた後、原則として3ヶ月以内に審査結果を理事会に報告し、承認を得なければならない。

第7条 第3条(1)(2)について、専務理事は理事会の決定を直ちに申請者に通告し、必要な処置を構ずるとともに本会ホームページなどで広く全会員へ報告するものとする。

第8条 第3条(1)(2)について、その承認を得た申請者は本会との間に契約書を交わし、契約書で定めた次の認定料を納入しなければならない。

監修 刊行物の売上高の5%または本会と合意した一定額

推薦 刊行物の売上高の3%または本会と合意した一定額

第9条 認定料の納入は定期、分割、一括とし契約時に定める。

第10条 第3条(3)について、その認定料の金額と納入は、専務理事の了解のもと、承認を得た申請者との間で協議して定める。

第11条 以下の場合、本会は認定の取り消しを行う。なお、取り消しによる認定料の返還はしない。

- (1) 認定辞退の申し出があったとき
- (2) 目的変更や運営等が不相当と認められたとき
- (3) 相当な期間内に第8条の契約締結に至らないと判断したとき

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25年 3月 17日 制定

平成 29年 9月 16日 改定・施行

令和 3年 9月 16日 改定・施行